

平成29年9月後期定例会 議事録

- | | | |
|-------|--|---------------|
| ・開催日時 | 平成29年9月25日（月曜日） | 13時58分～16時12分 |
| ・開催場所 | 人事委員会室 | |
| ・出席者 | （委員）中野委員長 松尾委員 江口委員
（事務局）山崎事務局長 岸川副事務局長 古沢人事主幹
岩本係長 藤田係長 江口係長 筒井主事 | |

○議事事項

1 平成29年9月前期定例会議事録について

佐賀県人事委員会議事規則第7条第2項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

2 職員の給与等に関する報告及び勧告について

職員の給与等に関する報告案及び勧告案について審議した。

3 組織改正等に伴う関係規則等の改正について

(1) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成29年10月6日付けの組織改正に伴い、管理職手当を支給する職を改める必要があるため、佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正を行う。

（施行日 平成29年10月6日）

（改正内容）

- ・職の新設に伴うもの 調整監 3種

(2) 級別職務区分表の一部改正

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

平成29年10月6日付けの組織改正に伴い、級別職務区分表の一部改正を行う。

（施行日 平成29年10月6日）

(改正内容)

所属名	職名	給料表	備考
政策部	調整監 (困難)	行政職 7 級	職の新設
同上	調整監	行政職 6 級	同上

(3) 佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

なお、佐賀県職員の職の任用等級分類表については、今後、事務局長の決裁とすることについて了承された。

【説明】

平成 29 年 10 月 6 日付けの組織改正に伴い、佐賀県職員の職の任用等級分類表の一部改正を行う。

(施行日 平成 29 年 10 月 6 日)

(改正内容)

部局	職	任用等級	内容
政策部	調整監	課長級	職の新設

4 佐賀県職員の育児休業等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部が改正されたことにより、佐賀県職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年佐賀県条例第 2 号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行う。

(施行日 公布の日)

(改正内容)

一般職の非常勤職員について、子が 2 歳に達する日まで育児休業をすることができる場合の要件として、当該子の 1 歳 6 箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合について、下記のとおりと定めることとした。

- ・ 保育所等の利用申込みを行っているが、利用が認められない場合
- ・ 配偶者による養育が困難となった場合（死亡、負傷、疾病等）

また、様式第 1 号について、所要の改正を行うこととした。

○報告事項

1 平成29年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について

佐賀県警察本部から報告があった、平成29年度佐賀県警察官A採用試験の実施結果について、概要を事務局から報告した。

○その他

1 行事予定について

2 平成29年（措）第1号事案に係る事案概要について